

## 1 事業名

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

管理職員特別勤務手当を新設するため、所要の改正を行うものである。

**【改正概要】**

- ・管理職員特別勤務手当の新設

管理職手当の支給を受ける職員等が、週休日若しくは休日又は平日深夜に、災害等によって突発的な勤務を行った場合、日額18,000円を上限に支給する。

## 3 他自治体の類似する政策等

既に管理職員特別勤務手当を規定している県内の他自治体において、同様の規定が設けられている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

## 議案第23号 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(給与条例等の適用除外等)

## 第7条 略

- 2 特定期付職員に対する給与条例第15条の2第1項、第16条第2項、第17条の3第2項及び第17条の6第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「ある職員」とあるのは「ある職員（所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）」と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員（所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の6第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。
- 3 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年告示第73号）第2条第2項に規定する初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、特定任期付職員には、支給しない。

(給与条例等の適用除外等)

## 第7条 略

- 2 特定期付職員に対する給与条例第16条第2項、第17条の3第2項及び第17条の6第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の6第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。
- 3 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年告示第73号）第2条第2項に規定する初任給調整手当、扶養手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、特定任期付職員には、支給しない。